

訪問看護医療情報連携加算の算定について

当ステーションは、2026年(令和8年度)の診療報酬改定に伴い、厚生労働省の規定に基づき「訪問看護医療情報連携加算」の算定をいたします。

1. 連携体制の確保

当ステーションは、ご利用者の同意のもと、他の保険医療機関や介護サービス事業者等の関係職種が ICT(情報通信技術)を用いて記録した診療情報やケアに関する情報を活用し、より質の高い訪問看護を提供できる体制を整備しています。

2. 連携している主な機関

当ステーションは、以下の関係機関と ICT 等を用いた定期的な情報共有を行っています。

- | | |
|------------|--|
| ・保険医療機関 | 医療法人財団 千葉健愛会 あおぞら診療所
高田外科胃腸内科
医療法人社団一櫻会 石島医院
こども発達リハビリクリニックむさしの |
| ・居宅介護支援事業所 | 松戸市本庁地域包括支援センター
しろくま介護 |
| ・保険薬局 | 薬局ユーエスファーマシー3号店 |

3. 個人情報の取り扱いについて

医療情報連携で取得した個人情報の取扱いにおいては、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び一般社団法人保険医療福祉情報安全管理適合性評価協会(HISPRO)の「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、保険請求及び利用者様への看護サービス提供以外の目的には使用いたしません。

本加算の算定にあたり、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人梨香会 北松戸訪問看護ステーション